

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>茨木高等学校</p>	<p>地方自治法施行令第150条第1項第3号及び大阪府財務規則第9条第2項によれば、目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することとされているが、冷蔵庫の処分（11,664円）については、役務費で支出すべきところ、委託料として支出されていた。</p> <p>【支出科目（誤）】 (款) 教育費 (項) 高等学校費 (目) 学校管理費 (節) 委託料</p> <p>【支出科目（正）】 (款) 教育費 (項) 高等学校費 (目) 学校管理費 (節) 役務費</p>	<p>今後は、歳出予算科目を十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (予算の執行及び事故繰越し) 第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。</p> <p>【大阪府財務規則】 (歳入歳出予算の款項目節の区分) 第9条 2 歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記に掲げる歳出予算に係る節の区分のとおりとする。</p> <p>【会計事務の手引】 12 役務費 役務費は、人的サービスの提供に対して支払われる経費です。 【節の説明】 通信運搬費 ・ 運搬料 手数料 ・ 特定の個人等から役務の提供を受けたことに対して支払う経費 ・ 証紙売りさばき手数料、鑑定・試験・検査手数料、各種証明手数料、クリーニング代、ゴミ処理料、自動車リサイクル料、家電リサイクル料等</p>	<p>役務費及び委託料の区分、歳出予算事務に関する留意点について、他の職員・決裁者を含めて適正な取り扱いの周知徹底を図った。</p> <p>今後は、歳出予算科目を十分に理解し、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）